

利用者 氏名		要件	
-----------	--	----	--

利用者 氏名		要件	
-----------	--	----	--

※要件欄は、下記の番号から選んで番号をお書きください

1 利用者ご本人の要件

- ① 75歳以上
- ② 要介護 1・2・3・4・5 の認定を受けている
- ③ 要支援 1・2 の認定を受け、運転免許を自主返納している
- ④ 障がい手帳等を所持 ( 身障 1・2級 療育 A・B判定 精神 1・2級 )

2 同居世帯の要件 いずれにも該当すること

- 本人が同居の親族等と同一世帯である
- 市民税が本人及び同居の親族等に課税されていない
- 週3日以上、1日6時間以上、同居の親族等が不在(独居)となる日がある

※別紙:日中独居高齢者見守り配食サービス家族状況申出書の提出が必要

3 緊急連絡先登録者

※60分以内にかかけつけできるかた(必ず2名以上に記載が必要です)  
 ※食事の配達時間に連絡及び緊急時に対象者宅へかけつけが可能なかた  
 ※対象者と同居のご家族と地域包括支援センターは連絡先として登録いただけません

フリガナ

① 氏名	利用者との関係			
自宅から	〒		かけつけに	
	住所		要する時間	分
勤務先から	〒		かけつけに	
	住所		要する時間	分
電話(第1)	自宅・携帯・勤務	(第2) 自宅・携帯・勤務	(第3) 自宅・携帯・勤務	
	- -	- -	- -	

フリガナ

② 氏名	利用者との関係			
自宅から	〒		かけつけに	
	住所		要する時間	分
勤務先から	〒		かけつけに	
	住所		要する時間	分
電話(第1)	自宅・携帯・勤務	(第2) 自宅・携帯・勤務	(第3) 自宅・携帯・勤務	
	- -	- -	- -	

※上記①、②が親族でない場合、親族がいるかたは必ず③に記入してください。  親族なし

フリガナ

③ 氏名	続柄	住所		
電話(第1)	自宅・携帯・勤務	(第2) 自宅・携帯・勤務	(第3) 自宅・携帯・勤務	
	- -	- -	- -	

※ 事務処理欄
<input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 【 要介 ( ) 要支 ( ) / 返納 身 1・2 療 A・B 精 1・2 】
<input type="checkbox"/> 同居人(年齢、身体状況) <input type="checkbox"/> 隣接建物(年齢、身体状況、地図) <input type="checkbox"/> 連絡先数
<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 連絡先登録同意書 <input type="checkbox"/> 居所届出書(有無) <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 手帳

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

利用申請者

住所  
\_\_\_\_\_氏名  
\_\_\_\_\_氏名  
\_\_\_\_\_代筆者 氏名  
\_\_\_\_\_

(代筆理由: \_\_\_\_\_)

※代筆の場合においても、利用申請者名の記入は必要です

私は、見守り配食サービスを利用するにあたり、下記の事項を固く守ります。

## 記

1 食事の配達時には必ず在宅し、配達員より直接受け取り、定められた時間内に食べます。

(不在の置き場所の指定は不可)

※単に弁当の配達だけを目的とする利用は「市の見守り配食サービス」の対象とならないので、別途見守り配食事業者との契約による「実費での配食サービス」利用となります。

2 1食350円(特別食等は別途定められた金額)の食材費用を支払います。

(配達・安否確認費用相当分は市が負担しています。)

3 次の場合は、実費相当額(食材費用及び配達等の費用)を支払います。

- ・同居する親族等が在宅中に見守り配食サービスを利用した場合
- ・利用の休止や中止の連絡をしなかった場合(前日午後5時までに見守り配食事業者へ連絡)
- ・利用者以外が食事を食べた場合
- ・月途中に見守り配食事業者を変更した場合(助成対象は同月に同事業者のみ)
- ・配達時に受け取りが出来ず、見守り配食事業者が弁当を持ち帰った場合(食材費用のみ)

4 緊急時において見守り配食事業者から緊急連絡先に連絡があった場合、その後の対応については緊急連絡先が適切な対応を行い、市及び見守り配食事業者に損害賠償等その他の要求は一切いたしません。

5 親族がいない場合、もしくは緊急連絡先に連絡がつかなかった場合、救急搬送後等の対応は、市及び見守り配食事業者に要求いたしません。

6 見守り配食事業者に対し、滞納や迷惑行為等があった場合は、利用の停止、取り消しを受け、以降見守り配食サービスについて利用できなくても異議はありません。

7 容器等の破損、紛失については、実費を弁償します。

8 その他、利用に関する事項を守ります。守らなかった場合は、見守り配食サービスの利用を断られても異議はありません。

**\*6か月以上利用がない場合、見守り配食サービス利用の取り消しとなりますので、ご了承ください。**

※なお、利用日において、災害、交通事情、その他予期せぬ事故等の発生により、やむを得ず配達時間が変更、又は配達が一時的に中止になることもありますので、ご了承ください。